

広島県告示第百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和五年二月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地	告示番号
菅田川（二四）	土石流の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	広島県東広島市黒瀬町上保田地内	令和元年広島県告示第九百四十五号
菅田川（二四）	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	
土石流	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害		